

臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯への給付金

いちかわ生活よりそい臨時特別給付金(市独自の給付金)

市では、国の給付金(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)の対象となる住民税非課税世帯と同じ所得層であっても、課税世帯であるために国の給付金を受けられない方々への支援策として、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

人 基準日(令和3年12月10日)時点で本市に住民登録があり、かつ令和2年分の世帯構成員全ての合計所得金額が200万円以下の令和3年度課税世帯

給付金額 1世帯当たり10万円

国の給付金(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)と重複受給することはできません。

目 対象世帯には、2月7日から順次、市から確認書を送付しています。確認書には前回の特別定額給付金(10万円支給)の際に伺った金融機関の口座などを記載していますので、口座番号などに変更がないか確認のうえ、確認書記載の期日までに返送してください。2月下旬から順次振り込みをします。

問 午前9時～午後5時に ☎712-8390 市川市臨時特別給付金コールセンター

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国の給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

人 ①**住民税非課税世帯** 基準日(令和3年12月10日)時点で市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

②**家計急変世帯** ①の他、申請時点で本市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が、①と同様の事情にあると認められる世帯。令和4年9月までの家計急変が対象。

給付金額 1世帯当たり10万円(上記①②の区分での重複受給は不可)

目 ①**住民税非課税世帯** 対象世帯には、2月7日から順次、市から確認書を送付しています。確認書には前回の特別定額給付金(10万円

支給)の際に伺った金融機関の口座などを記載していますので、口座番号などに変更がないか確認のうえ、確認書記載の期日までに返送してください。2月下旬から順次振り込みをします。

②**家計急変世帯** 申請時点で住民登録のある市区町村へ9月30日(金)までに申請が必要です。郵送による申請とオンラインでの申請(右記2次元コード参照)を受け付けます。郵送申請の場合はコールセンターへ連絡してください。

問 申請などについて = 午前9時～午後5時に ☎712-8390 市川市臨時特別給付金コールセンター **制度について** = 午前9時～午後8時に ☎0120-526-145 内閣府コールセンター



(福祉政策課)

3月の市民相談

㊦=第1庁舎、㊧=行徳支所

相談名	日程	相談時間	相談内容()は相談員	相談名	会場・日程	相談時間	相談内容()は相談員
民事一般	毎週月～金曜日	8:50～12:00 (受付11:30まで) 13:00～17:00 (受付16:30まで) (電話相談)	民事に関する一般的な相談 (市民相談員)	消費生活	消費生活センター 毎週月～金曜日、 毎月第2・4土曜日 消費生活センター ☎320-0666	10:00～16:00 (電話相談)	消費生活に関する相談、苦情処理及び消費者トラブル解決のあっせん (消費生活相談員)
行政書士	14(月)	13:00～17:00 (受付16:30まで) (電話相談)	相続手続、遺言書、贈与、成年後見、契約書、官公署提出書類作成、外国人の在留などに関する申請など(行政書士)	多重債務 予約制	㊦ 1(火)、15(火)	13:00～16:00	多重債務に関する相談(弁護士)※予約制(消費生活センター☎320-0666)
登記	2(水)、16(水)	13:00～16:00 (受付15:30まで) (電話相談)	不動産登記、会社登記、境界問題など(司法書士・土地家屋調査士)	人権擁護	㊧ 3(木) 多様な社会推進課 ☎322-6700	13:00～16:00 (受付15:30まで)	家庭問題やいじめ、いやがらせなどの悩み (人権擁護委員)
弁護士法律(平日)	3(木)、4(金)、11(金)、17(木)、18(金)、25(金)	13:00～16:00 (電話相談)	相続・遺言、損害賠償、金銭貸借、離婚、借地借家、成年後見などの専門的な法律の知識を必要とする相談(弁護士)	女性のための法律相談 予約制	男女共同参画センター 毎週水曜日※休館日を除く 男女共同参画センター相談室 ☎323-1777	13:00～17:00	女性市民を対象とした法律相談(女性弁護士)
弁護士法律(土曜)	12(土)	13:00～16:00 (電話相談)	※弁護士法律相談(平日)の予約は毎週金曜日(閉庁日の場合は前日)8:45から翌週分を受け付けます。	建築行政	㊦ 毎週月・金、第3水曜日 ㊧ 毎週水(第3水除く) 建築指導課☎712-6335	9:00～12:00 13:00～17:00 (受付16:30まで)	建築にかかわる民事的な相談(中高層建築物を含む) (建築行政相談員)
司法書士法律(昼間)	16(水)、23(水)	13:00～16:40 (電話相談)	※相談内容によっては利用できない場合もあります。	労働 予約優先	勤労福祉センター 2(水)、16(水) 商工業振興課☎704-4131	18:00～20:00 (窓口及び電話相談)	労働上のトラブルに関する相談(社会保険労務士)
司法書士法律(夜間)	2(水)、9(水)、16(水)、23(水)、30(水)	17:00～20:00 (電話相談)	※相談内容によっては利用できない場合もあります。	住宅リフォーム 予約優先	㊦ 10(木)、㊧ 24(木) 街づくり整備課 ☎712-6327	13:00～16:00 (受付15:00まで)	増改築、修繕など (市川住宅リフォーム相談協議会相談員)
税金	22(火)	13:00～16:00 (電話相談)	相続、贈与、不動産売買などの税金の相談(税理士)	後見制度 予約制	社会福祉協議会 17(木) 社会福祉協議会 ☎711-1437	10:00～16:00	高齢者・障がい者の成年後見制度の相談(社会福祉士)
交通事故	10(木)、24(木)	10:00～15:00 (電話相談)	示談や損害賠償の方法(県交通事故相談員) ※土日祝日を除く2日前までに要予約				

会場・日程・相談方法(電話・対面)が変更になることがあります。予約制でない相談につきましても事前に各問い合わせ先にご確認ください。